

別表1

池田町保育等利用者負担基準額表

平成29年4月～(改正版)

	階層区分	1号認定		階層区分	2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)	
					保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
多子カウント年齢制限なし	1 生活保護世帯	0	多子カウント年齢制限なし	1 生活保護世帯	0	0	0	0
	2 市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	3000 [0] 2子以降[0]		2 市町村民税非課税世帯	5,700 [0] 2子以降[0]	4,500 [0] 2子以降[0]	7,200 [0] 2子以降[0]	6,000 [0] 2子以降[0]
	3 市町村民税所得割課税額77,100円以下	11,800 [3,000]		3 市町村民税所得割課税額48,600円未満	14,900 [6,000]	11,900 [5,450]	17,000 [8,000]	14,000 [6,500]
〃有(小学校3年生以下)	4 市町村民税所得割課税額211,200円以下	16,800	4-1 市町村民税所得割課税額57,700円未満	22,700 [6,000]	19,700 [6,000]	24,500 [9,000]	21,500 [9,000]	
			4-2 市町村民税所得割課税額77,101円未満	22,700 [6,000]	19,700 [6,000]	24,500 [9,000]	21,500 [9,000]	
	5 市町村民税所得割課税額211,201円以上	19,800	4-3 市町村民税所得割課税額97,000円未満	22,700	19,700	24,500	21,500	
			5 市町村民税所得割課税額169,000円未満	29,300	26,300	38,700	35,700	
			6 市町村民税所得割課税額301,000円未満	30,800	27,800	53,000	50,000	
			7 市町村民税所得割課税額397,000円未満	33,200	30,200	63,500	60,500	
			8 市町村民税所得割課税額397,000円以上	38,000	35,000	73,000	70,000	
								〃有(小学校就学前)

預かり保育・延長保育	7:30 ~ 8:30	1,000円/月(延長保育)
	13:30~16:00	5,000円/月(預かり保育/階層2)
	16:00~18:30	8,000円/月(預かり保育/階層3~5) 3,000円/月(延長保育)
緊急延長 (月5回まで)	7:30 ~ 8:30	100円/回
	13:30 ~ 16:00	400円+50円(おやつ代)/回(預かり保育)
	16:00 ~ 18:30	300円/回
	18:30 ~ 19:00	100円/回

- 子ども子育て支援制度の施行及び長野県多子世帯保育料減免事業に伴う軽減措置を反映する。
- 途中入園の場合は、年度初日の前日の満年齢により算定する。
- []書きは、ひとり親、在宅障害児(者)のいる世帯、その他町長が認めた世帯の額。
- 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において特定教育保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする
ただし、1号認定は3階層以下、2・3号認定は4-1階層以下の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、1号認定は3階層以下、2・3号認定は4-2階層以下のひとり親世帯等は第2子以降0円とする。
- 1号・2号認定は18歳を最年長児と数え第3子以降を0円とする。